

2025年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士前期課程）

ジェンダー社会科学専攻

一般入試・社会人特別入試・外国人留学生入試
専 門 試 験

試 験 日 : 2025年2月3日(月)

試 験 時 間 : 9時30分 ～ 11時30分

【注意事項】

1. 問1、問2、問3のうち、2問を選んで解答しなさい。
2. 設問ごとにそれぞれ別の答案用紙に解答を記入すること。
3. 日本語で解答すること。

問 1

近年、インターネットを用いた社会調査（以下、インターネット調査とする）の普及は目覚ましい。インターネット調査に関する以下の（１）と（２）の問いについて答えなさい。

（１） 従来の社会調査（訪問しての面接法、留置法、郵送法など）との比較からみたインターネット調査の長所と短所について、次の用語を用いながら広く論じなさい。

代表性、標本抽出枠、測定誤差

（２） （１）の解答内容を踏まえ、インターネット調査を有効に使おうとすれば、どのような使用方法があるだろうか。あなた自身の考えを論じなさい。自分が関心をもつテーマや専門とする分野に関連づけて論じてよい。

問2

日本では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が十分でない現状が問題視されている。例えば、2023年に制定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるように必要な施策を講ずることとされている。

これらのことを踏まえて、以下の（１）と（２）の問いに答えなさい。

（１） 現在の日本社会において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が進んでいないことによって生じている問題にはどのようなものがあるか、具体例を一つ挙げ、論じなさい。

（２） （１）で取り上げた問題の解決を促進するために必要な施策や対応について、あなたの考えを述べなさい。

問 3

以下の文章は 2020 年に日本政府が閣議決定した「第 5 次男女共同参画基本計画」の冒頭部分の抜粋である。これを読んで、以下の（１）と（２）の問いに答えなさい。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承ください。

出典：内閣府男女共同参画局、2020 年、「第 5 次男女共同参画基本計画」、1 頁。

- （１） 現在においても、指導的地位に女性が占める割合は 30%に達していない。「2020 年 30%」目標が達成できなかった原因について、具体的に論じなさい。
- （２） 指導的地位に女性が占める割合を高めるための改善策について、日本あるいは他国の現状を参考にしながら、あなたの考えを述べなさい。